

多久市西溪公園寒鶯亭設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 1 月 3 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市規則第 2 号

多久市西溪公園寒鶯亭設置条例施行規則の一部を改正する規則

多久市西溪公園寒鶯亭設置条例施行規則（平成 4 年規則第 2 号）の一部を
次のように改正する。

様式第 2 号を次のように改める。

別紙

附 則

この規則は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

多久市西溪公園寒鶯亭使用許可書 年 月 日 様 多久市長	
使 用 年 月 日	年 月 日
使 用 時 間	時から 時まで
使 用 目 的	
使 用 予 定 人 員	
使 用 料	

多久市西溪公園寒鶯亭使用を許可します。